

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058 沿革 (略) <u>平成 25 年 9 月 25 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 4 条 (略)</p> <p>(質権者等による保険金請求)</p> <p>第 5 条 保険の目的又は保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されているときは、当該質権者又は譲渡担保権者は当該質権又は譲渡担保の被担保債権の金額の範囲内で保険金を請求することができ、被保険者（保険金受取人が指定されているときは当該保険金受取人。以下この条において同じ。）は、それ以外の金額について保険金を請求することができる。ただし、次の第 1 号又は第 2 号に掲げる場合は被保険者が、第 3 号又は第 4 号に掲げる場合は質権者又は譲渡担保権者が、保険金の全額を請求することができる。</p> <p>一 質権者又は譲渡担保権者が被保険者が保険金を受け取ることについて書面で同意した場合</p> <p>二 当該質権設定の承諾が第 1 4 条第 2 項又は第 1 6 条第 2 項に基づいてなされている場合</p> <p>三 質権者又は譲渡担保権者が保険金受取人の場合</p> <p>四 質権又は譲渡担保の設定について日本貿易保険が承諾した際に、被担保債権の金額にかかわらず、質権者又は譲渡担保権者が保険金の全額を請求し、質権者又は譲渡担保権者が保険金の全額を受け取ったときには日本貿易保険の保険金支払義務は消滅する旨の条件を付した場合</p> <p>第 6 条～第 1 3 条 (略)</p> <p>(質権設定に係る承諾)</p> <p>第 1 4 条 日本貿易保険は、被保険者から、各約款及び手続細則の規定に従って、<u>保険の目的又は保険金請求権に係る質権</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 4 条 (略)</p> <p>(質権者等による保険金請求)</p> <p>第 5 条 保険の目的又は保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されているときは、当該質権者又は譲渡担保権者は当該質権又は譲渡担保の被担保債権の金額の範囲内で保険金を請求することができ、被保険者（保険金受取人が指定されているときは当該保険金受取人。以下この条において同じ。）は、それ以外の金額について保険金を請求することができる。ただし、次の第 1 号又は第 2 号に掲げる場合は被保険者が、第 3 号又は第 4 号に掲げる場合は質権者又は譲渡担保権者が、保険金の全額を請求することができる。</p> <p>一 質権者又は譲渡担保権者が被保険者が保険金を受け取ることについて書面で同意した場合</p> <p>二 当該質権設定の承諾が第 1 4 条第 2 項に基づいてなされている場合</p> <p>三 質権者又は譲渡担保権者が保険金受取人の場合</p> <p>四 質権又は譲渡担保の設定について日本貿易保険が承諾した際に、被担保債権の金額にかかわらず、質権者又は譲渡担保権者が保険金の全額を請求し、質権者又は譲渡担保権者が保険金の全額を受け取ったときには日本貿易保険の保険金支払義務は消滅する旨の条件を付した場合</p> <p>第 6 条～第 1 3 条 (略)</p> <p>(質権設定に係る承諾)</p> <p>第 1 4 条 日本貿易保険は、被保険者から、各約款及び手続細則の規定に従って、<u>保険の目的、保険金請求権又は別に付し</u></p>	

の設定の承諾申請があった場合、質権者が被保険者として適格性を有していると認めるときその他質権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、各約款及び手続細則の規定に従って質権設定の承諾を行う。

- 一 日本貿易保険の保険金支払債務は、日本貿易保険が被保険者に有する一切の抗弁の対抗を受けるとともに、質権等設定承諾申請書記載の保険契約に適用される約款及び特約の条項に従うものとする。
 - 二 保険の目的を質権の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。
 - 三 承諾に係る質権が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。
- 2 日本貿易保険は、保険の目的に係る質権者が外国法人である場合その他被保険者として適格性を有していると認められない場合であっても、次の各号に規定する条件を付して質権設定の承諾を行うことができる。
- 一 上記の保険契約は、保険の目的への質権実行日をもって失効する。
 - 二 質権実行の前後にかかわらず、質権者は、保険金を請求することができない。
 - 三 保険事故の発生時期にかかわらず、質権が実行された場

た特約において重要資産等に含めた株式に係る質権の設定の承諾申請があった場合、質権者が被保険者として適格性を有していると認めるときその他質権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、各約款及び手続細則の規定に従って質権設定の承諾を行う。ただし、第2号については、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）II [9] 2 (2)で定める割増料率を適用した案件又は被保険投資の相手方を借入人とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が質権者である場合を除く。

- 一 日本貿易保険の保険金支払債務は、日本貿易保険が被保険者に有する一切の抗弁の対抗を受けるとともに、質権等設定承諾申請書記載の保険契約に適用される約款及び特約の条項に従うものとする。
 - 二 保険の目的及び別に付した特約において重要資産等に含めた株式を質権の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。
 - 三 承諾に係る質権が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。
- 2 日本貿易保険は、保険の目的に係る質権者が外国法人である場合その他被保険者として適格性を有していると認められない場合であっても、次の各号に規定する条件を付して質権設定の承諾を行うことができる。ただし、第3号及び第4号については、保険料率等規程II [9] 2 (2)で定める割増料率を適用した案件を除く。
- 一 上記の保険契約は、保険の目的への質権実行日をもって失効する。
 - 二 質権実行の前後にかかわらず、質権者は、保険金を請求することができない。
 - 三 保険事故の発生時期にかかわらず、質権が実行された場

<p>合には、いかなる者に対しても、保険金を支払わない。</p> <p>四 当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</p> <p>五 被保険者は、保険の目的への質権が実行されたときは、速やかにその旨を日本貿易保険に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の承諾に係る質権が実行されたことによって、保険の目的又は保険金請求権が被保険者から質権者に移転する場合は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡として扱う。</p> <p>(譲渡担保設定に係る承諾)</p> <p>第15条 日本貿易保険は、被保険者から、各約款及び手続細則の規定に従って、保険の目的又は保険金請求権に係る譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、譲渡担保権者が被保険者として適格性を有していると認めるときその他譲渡担保権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、各約款及び手続細則の規定に従って譲渡担保設定の承諾を行う。</p> <p>一 日本貿易保険の保険金支払債務は、日本貿易保険が被保険者に有する一切の抗弁の対抗を受けるとともに、質権等設定承諾申請書記載の保険契約に適用される約款及び特約の条項に従うものとする。</p> <p>二 保険の目的を譲渡担保の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該譲渡担保を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該譲渡担保に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</p> <p>三 被保険者及び譲渡担保権者は、日本貿易保険の承諾を受けて、保険の目的又は保険金請求権に譲渡担保を設定したときは、速やかに譲渡担保を設定した旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>四 承諾に係る譲渡担保が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保</p>	<p>合には、いかなる者に対しても、保険金を支払わない。</p> <p>四 当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</p> <p>五 被保険者は、保険の目的への質権が実行されたときは、速やかにその旨を日本貿易保険に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の承諾に係る質権が実行されたことによって、保険の目的又は保険金請求権が被保険者から質権者に移転する場合は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡として扱う。</p> <p>(譲渡担保設定に係る承諾)</p> <p>第15条 日本貿易保険は、被保険者から、各約款及び手続細則の規定に従って、保険の目的又は保険金請求権に係る譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、譲渡担保権者が被保険者として適格性を有していると認めるときその他譲渡担保権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、各約款及び手続細則の規定に従って譲渡担保設定の承諾を行う。</p> <p>一 日本貿易保険の保険金支払債務は、日本貿易保険が被保険者に有する一切の抗弁の対抗を受けるとともに、質権等設定承諾申請書記載の保険契約に適用される約款及び特約の条項に従うものとする。</p> <p>二 保険の目的を譲渡担保の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該譲渡担保を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該譲渡担保に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</p> <p>三 被保険者及び譲渡担保権者は、日本貿易保険の承諾を受けて、保険の目的又は保険金請求権に譲渡担保を設定したときは、速やかに譲渡担保を設定した旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>四 承諾に係る譲渡担保が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（た</p>	
---	---	--

險金の請求日前) にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。

- 五 譲渡担保が実行されたことによって、保険の目的又は保険金請求権を被保険者が受け戻すことができなくなったときは、被保険者及び譲渡担保権者は速やかに日本貿易保険にその旨書面で通知するものとする。この場合において、当該通知が日本貿易保険に到着した日をもって、保険契約に基づく一切の権利義務が被保険者から譲受人に移転し、譲受人が保険契約上の被保険者の地位を承継するものとし、かつ、被保険者にも引き続き保険契約上の義務が併存するものとする。
- 2 日本貿易保険は、譲渡担保者が外国法人である場合その他被保険者として適格性を有していると認められない場合にあっては、これを承諾しない。

(株式等の担保設定に係る承諾)

第16条 前2条の規定にかかわらず、日本貿易保険は、海外投資保険又は「資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について」に規定する資源エネルギー総合保険B特約若しくは「劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について」に規定する劣後ローン特約を付して引き受けた海外事業資金貸付保険（以下「保険契約」という。次条において同じ。）について、被保険者から保険の目的若しくは借入金等に係る債権又は保険金請求権について質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、質権者又は譲渡担保権者（以下「担保権者」という。）が被保険者として適格性を有していると認めるときその他担保権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、質権又は譲渡担保の設定の承諾を行う。ただし、保険料率等規程Ⅱ〔9〕2(2)若しくはⅡ〔10〕3(5)で定める割増料率が適用される案件又は被保険投資の相手方を借入人とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が担保権者である場合については第2

險金の請求日前) にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。

- 五 譲渡担保が実行されたことによって、保険の目的又は保険金請求権を被保険者が受け戻すことができなくなったときは、被保険者及び譲渡担保権者は速やかに日本貿易保険にその旨書面で通知するものとする。この場合において、当該通知が日本貿易保険に到着した日をもって、保険契約に基づく一切の権利義務が被保険者から譲受人に移転し、譲受人が保険契約上の被保険者の地位を承継するものとし、かつ、被保険者にも引き続き保険契約上の義務が併存するものとする。
- 2 日本貿易保険は、譲渡担保者が外国法人である場合その他被保険者として適格性を有していると認められない場合にあっては、これを承諾しない。
- 3 第1項にかかわらず、海外投資（株式等）保険に係る保険の目的に係る譲渡担保の設定は、原則としてこれを承諾しない。

号に規定する条件を付すことを要しない。

一 日本貿易保険の保険金支払債務は、日本貿易保険が被保険者に有する一切の抗弁の対抗を受けるとともに、質権等設定承諾申請書記載の保険契約に適用される約款及び特約の条項に従うものとする。

二 保険の目的又は借入金等に係る債権を質権又は譲渡担保の目的とするときは、当該保険に係る保険金請求時までに当該質権又は譲渡担保を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権又は譲渡担保に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。

三 被保険者及び担保権者は、日本貿易保険の承諾を受けて、保険の目的若しくは借入金等に係る債権又は保険金請求権に質権又は譲渡担保を設定したときは、速やかに質権又は譲渡担保を設定した旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。

四 承諾に係る質権又は譲渡担保が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、日本貿易保険は、保険の目的又は貸入金等に係る債権についての担保権者が外国法人である場合その他被保険者として適格性を有していると認められない場合、次の各号に規定する条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。

一 上記の保険契約は、保険の目的への質権又は譲渡担保の実行日をもって失効する。

二 質権又は譲渡担保の実行の前後にかかわらず、担保権者は、保険金を請求することができない。

三 保険事故の発生時期にかかわらず、質権又は譲渡担保が実行された場合には、いかなる者に対しても、保険金を支払わない。

四 当該保険に係る保険金請求時までに当該質権又は譲渡担保を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権又は譲渡担保に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りでは

ない。

五 被保険者は、保険の目的への質権又は譲渡担保が実行されたときは、速やかにその旨を日本貿易保険に通知しなければならない。

六 承諾に係る質権又は譲渡担保が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、保険契約について、被保険者と担保権者との間で別途保険金請求権に係る取り決めがある場合、日本貿易保険は、別の条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。

4 第1項の承諾に係る質権又は譲渡担保が実行されたことによって、保険の目的又は保険金請求権が被保険者から担保権者に移転する場合は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡として扱う。

(重要資産等を含めた株式等の担保設定に係る承諾)

第17条 日本貿易保険は、被保険者から、保険契約について別に付した特約において重要資産等を含めた株式又は貸付金債権に係る質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、日本貿易保険は、条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。

(二重担保の禁止)

第18条 前4条の規定にかかわらず、日本貿易保険は次の各号に掲げる質権又は譲渡担保の設定を承諾しない。

一 保険の目的に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあっては、当該保険に係る保険金請求権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は別に付した特約において重要資産等を含めた株式若しくは貸付金債権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保

二 保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されている場合

(二重担保の禁止)

第16条 前2条の規定にかかわらず、日本貿易保険は次の各号に掲げる質権又は譲渡担保の設定を承諾しない。

一 保険の目的に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあっては、当該保険に係る保険金請求権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は別に付した特約において重要資産等を含めた株式について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を質権者とする質権

二 保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあっては、当該保険の目的について当該質権者若しくは

<p>にあつては、当該保険の目的について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は別に付した特約において<u>重要資産等</u>に含めた株式若しくは貸付金債権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保</p> <p>三 別に付した特約において<u>重要資産等</u>に含めた株式又は貸付金債権に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険に係る保険の目的又は保険金請求権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保</p> <p>2 前項の承諾を得ずに被保険者が前項の要件に該当する質権又は譲渡担保の設定を行った場合、日本貿易保険は、当該質権又は譲渡担保の設定された日に遡って保険契約を解除する。</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。</p>	<p>譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は別に付した特約において<u>重要資産等</u>に含めた株式について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を質権者とする質権</p> <p>三 別に付した特約において<u>重要資産等</u>に含めた株式に質権が設定されている場合にあつては、当該保険に係る保険の目的又は保険金請求権について当該質権者以外の者を担保権者とする質権又は譲渡担保</p> <p>2 前項の承諾を得ずに被保険者が前項の要件に該当する質権又は譲渡担保の設定を行った場合、日本貿易保険は、当該質権又は譲渡担保の設定された日に遡って保険契約を解除する。</p>	
---	--	--